

令和 8 年

上尾市教育委員会 8 月定例会 議案
(追加)

議 案 名

議案第 6 3 号 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁
償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意
見の申出について----- 1

議案第 6 3 号

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る意見の申出について

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めることについて、市長に意見を申し出る。

令和 8 年 8 月 2 0 日提出

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 1 年上尾市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 7 の項を次のように改める。

2 7	いじめ問題調査委員会 委員長	日額 1 6 , 0 0 0 円 （報告書の作成等の場合にあっては、3 0 分につき 5 , 0 0 0 円）
	委員	日額 1 5 , 0 0 0 円 （報告書の作成等の場合にあっては、3 0 分につき 5 , 0 0 0 円）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

いじめ問題調査委員会委員に対する報酬の支払を見直すため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 9 条の規定に基づき、市長に意見を申し出たいので、この案を提出する。